

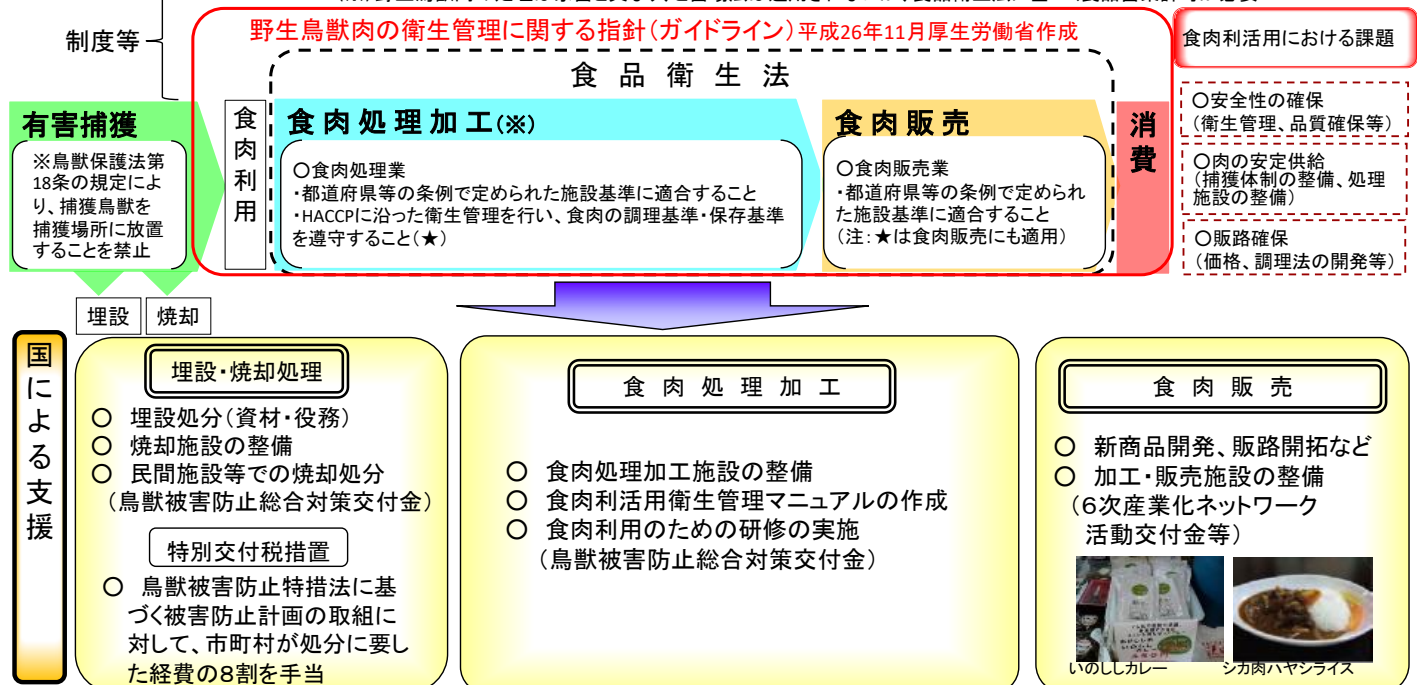
Ⅲ 捕獲した鳥獣の食肉利活用について

31

1 捕獲鳥獣の食肉利活用等に関する制度と支援

- 捕獲鳥獣は専ら埋設、焼却処分等によって処理されており、食肉としての有効利用は一部地域にとどまる状況。食肉の普及に向けて、安全性の確保、安定供給、販路の確保等が課題。
- 被害防止活動の一環として捕獲した鳥獣を地域資源として有効活用する観点から、農林水産省において、①地域における捕獲鳥獣の食肉処理加工施設の整備、商品開発、販売・流通経路の確立などの取組を支援するほか、②捕獲鳥獣の食肉利用のためのマニュアル作成や研修を実施。
- 平成26年11月に、厚生労働省が「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」を作成。

(※)野生鳥獣肉の処理は家畜と異なり、と畜場法は適用されないが、食品衛生法に基づく食品営業許可が必要



32

2 野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）概要

- 鳥獣保護法の改正を受け、今後、野生鳥獣の捕獲数が増加するとともに、捕獲した野生鳥獣の食用としての利活用が増加することが見込まれることから、厚生労働省において、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」が作成された（平成26年11月）。
- 本指針においては、野生鳥獣肉の利活用に当たっての、①捕獲、②運搬、③食肉処理、④加工、調理及び販売、⑤消費の各段階における適切な衛生管理の考え方等が示されている。

【狩猟時】における取扱

- ・銃による狩猟の際は、ライフル弾又はスラッグ弾を使用し、腹部に着弾しないよう、狙撃。
- ・わなによる狩猟の際は、捕獲個体を可能な限り生体で食肉処理施設へ運搬。
- ・野生鳥獣の外見、挙動から異常の有無を確認。
- ・屋外での内臓摘出は、迅速適正な衛生管理上止むを得ない場合に限る。

【運搬時】における取扱

- ・必要に応じて冷却するなどしながら、速やかに運搬。
- ・1頭ずつシートで覆う等し、運搬時に個体が相互に接触しないよう配慮。
- ・運搬に使用する車両などの荷台は、使用の前後に洗浄。

【食肉処理】における取扱

- ・都道府県等が条例で定める食肉処理業の施設基準を遵守すること。
- ・HACCPに沿った衛生管理を実施すること。
（「小規模ジビエ処理施設向け HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」参照）
- ・解体前後に異常の有無を確認し、異常が認められた場合は廃棄。内臓については、異常が認められない場合も廃棄することが望ましい。

【加工、調理及び販売】における取扱

- ・仕入れた枝肉等について、異常の有無を確認の上、異常が見られた場合は廃棄し、食肉処理業者に連絡。
- ・食肉処理業の許可施設で解体されたものを仕入れ、提供に際しては十分な加熱調理を行い、生食用としては提供しない。
- ・処理に使用する器具等は処理終了毎に摂氏83度以上等の消毒を行う。食肉は摂氏10度（凍結容器包装のものは摂氏15度）以下で保存。
（注：食肉の加工、調理及び販売を行う場合は、食肉販売業等の施設基準を遵守する必要がある、HACCPに沿った衛生管理の実施も求められる。）

【消費時】における取扱

- ・中心部の温度が摂氏75度で1分間以上又はこれと同等以上の効力を有する方法により十分加熱して喫食。
- ・まな板、包丁等使用する器具については処理終了毎に洗浄、消毒し、衛生的に保管。

33

3 捕獲鳥獣の利活用の実態

- 捕獲鳥獣は専ら埋設、焼却処分等によって処理されている一方で、捕獲鳥獣を地域の資源として有効活用する観点から、その食肉を利活用する取組が全国的に増加傾向。

○ 捕獲鳥獣の処分の状況

- ・ 捕獲現場等での埋設処理
..... 約8割
- ・ ゴミ焼却場等で焼却処理
..... 約5割
- ・ 食肉利用
..... 約1割

（30市町村に対し、捕獲獣の処理方法についての聞き取り調査（複数回答可））

○ 処理加工施設の整備状況

近年、捕獲した鳥獣の処理加工施設の整備に対する関心の高まりとあわせて、処理加工施設の整備も全国で増加傾向。

42カ所（平成20年12月）



667カ所（令和2年9月）
（野生鳥獣資源利用実態調査報告）



34

4 各地における取組事例

○ 国の鳥獣害防止総合対策事業等において、地域における捕獲鳥獣の処理加工施設を整備

北海道上川郡鷹栖町

【主な獣種】 エゾシカ

(事業主体) 鷹栖町鳥獣被害対策協議会
(運営者) 北建建設(有)
(利用状況)

- ・ 平成20年10月から施設が稼働。
平成20年度は400頭程度のエゾシカを受入。
- ・ 加工処理したシカ肉は、主に缶詰・生ハム・ペットフード等へ商品化するほか、動物園へ動物の餌として販売。
- ・ 平成29年度は約580頭、30年度は約560頭、令和元年度は約560頭のシカを処理しており、頭数は増加しているが、今後も安定的な供給・販路の確保が課題。



エゾシカの缶詰



エゾシカの生ハム

島根県江津市

【主な獣種】 イノシシ

(事業主体) 江津市鳥獣被害対策協議会
(運営者) 「榎の郷」猪加工販売センター
(利用状況)

- ・ 既存施設に併設して平成21年3月から稼働。
- ・ 加工処理したイノシシ肉は、コロッケや精肉として販売。
- ・ 平成29年度は49頭、30年度は68頭、令和元年度は57頭のイノシシを処理。
- ・ 積極的な新商品開発と県内外での販売活動を継続。



平成22年度開発新商品
「ピロシシ」
(ピロシキ+イノシシ)



毎年県外イベントに参加

和歌山県日高川町

【主な獣種】 イノシシ、シカ

(事業主体) 日高川町
(運営者) (財)日高川町ふるさと振興公社
(利用状況)

- ・ 平成22年5月から施設を稼働し、地元ハンターや農業者等が捕獲したイノシシ等を加工・販売。
- ・ 主に食肉として販売するほか、商品開発、レシピ集作成にも注力。
- ・ 平成29年度はイノシシ111頭、シカ106頭、30年度はイノシシ60頭、シカ84頭、令和元年度はイノシシ61頭シカ97頭処理。



シシ肉入りのカレー

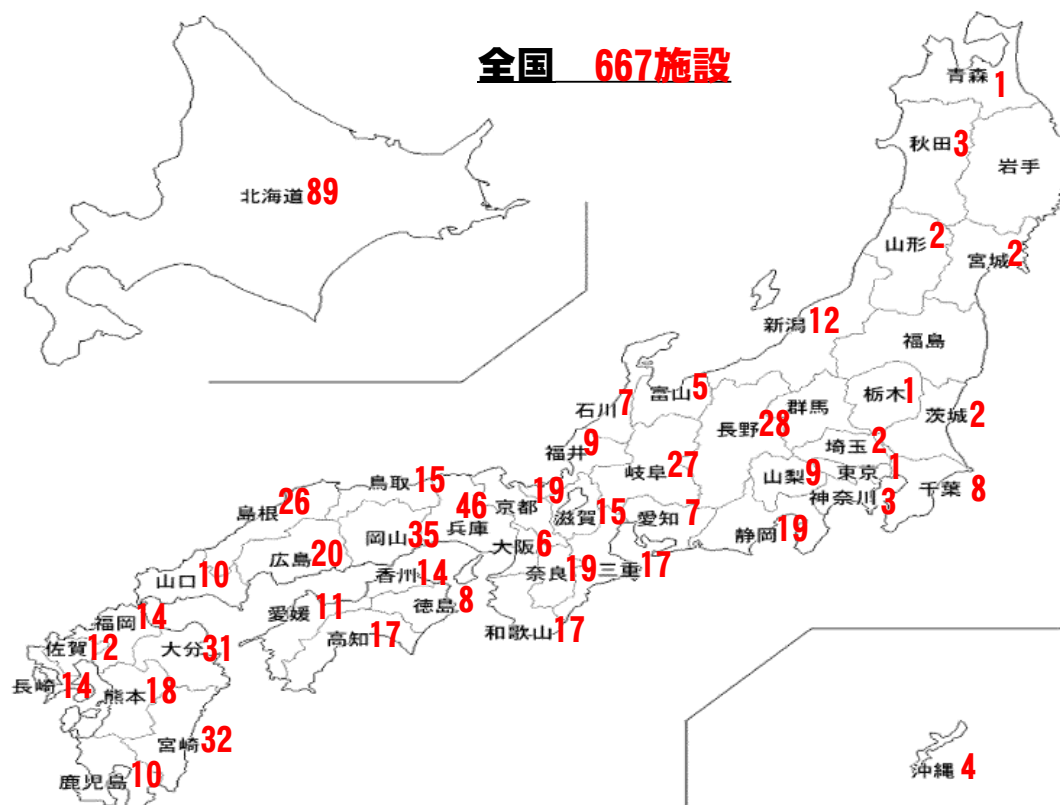


レシピ集

35

ジビエ処理加工施設の数・分布等

○ 令和元年度に野生鳥獣の食肉処理を行った処理加工施設は全国で667施設。



※農林水産省大臣官房統計部調査「令和元年度野生鳥獣資源利用実態調査」
食肉処理業の許可を有する野生鳥獣肉の処理加工施設。稼働休止中の施設は含まれない

36

IV 鳥獣被害防止に向けた取組事例

37

1 「総合的」な取組

- 鳥獣被害の防止を図るためには、地域の実情に応じ、「個体数調整」「被害防除」「生息環境管理」の3つを適切に組み合わせた総合的な取組が重要。
- 農林水産省においては、鳥獣被害防止特措法の趣旨を踏まえつつ、こうした総合的な取組に対し、「鳥獣被害防止総合対策交付金」等により支援。

【群馬県 下仁田町】

地域一体となったサル・イノシシ対策の総合的取組
(H22農林水産大臣賞)

取組により、鳥獣による農作物被害額が減少
H16:6,458千円 → H23:3,943千円

個体数調整



檻・わなの設置



捕獲された
イノシシ

被害防除



侵入防止柵
の設置



サルの追い払い
(パチンコ)

生息環境管理



牛放牧による
緩衝帯の設置



サル群の管理

38

総合的な取組事例

沖縄県 本島南部地区

シロガシラの生態に基づく被害対策の確立 など総合的な取組 (H21生産局長賞)

- シロガシラ(ヒヨドリ科の中型の鳥類)による野菜等への被害に悩む地域が広域連携し、生態調査を行うとともに、調査を踏まえた捕獲や雑木林の刈払い等を総合的に実施。
- 生態や被害実態調査を行う巡回指導員を配置。生産者に営農指導を行うとともに、啓発資料を配付し対策を周知。
- シロガシラの生態に基づく捕獲器の工夫などにより、捕獲器4基を置いたほ場で、1カ月に200羽を超える捕獲に成功。
- シロガシラによる被害金額は、37,129千円(H20)から27,952千円(H22)に減少。



- ・捕獲器の中におとりのシロガシラ1羽を入れる。
- ・おとり鳥がいることにより、他の個体が捕獲しやすくなる

＜おとり鳥を用いたシロガシラ捕獲器＞



多数のシロガシラを捕獲できるよう、檻の中にとまり木を設置

シロガシラ侵入口
(猫やマンダースが入らない大きさ)

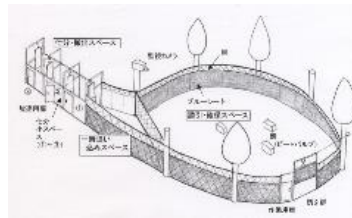
北海道 (一財)前田一步園財団

エゾシカによる森林被害の軽減のための 総合的な取組 (H21生産局長賞)

- エゾシカを対象として、森林被害調査を行い、被害防除、個体数調整、食肉の利活用等を総合的に実施。
- 天然林被害を防止するため、「樹幹のネット巻き」やシカへの給餌を実施。
- 平成16年からは、大型囲いわなによる生体捕獲を実施。捕獲したエゾシカは事業者へ提供し、養鹿・食肉流通することにより、地域一体となってエゾシカの捕獲から有効利用までの体制を構築。
- また、自然環境の保全と森林の適正利用を行う団体に対して独自の助成活動も実施。
- 平成16年度から23年度までの8年間で、計3,400頭程度のエゾシカを捕獲。



樹幹のネット巻き



大型囲い捕獲わな
餌にひかれて侵入したシカを
徐々に収容部へ追い込む

39

食肉利活用の取組事例

- 野生鳥獣の捕獲活動を強化するとともに、地域資源として野生獣肉を利活用する取組が増加傾向。
- 農林水産省においては、「鳥獣被害防止総合対策交付金」等により、処理加工施設整備や新商品開発等を支援。

北海道 鷹栖町

【主な獣種】 エゾシカ

【取組概要】

- ・平成20年から施設稼働。地元ハンターが捕獲したエゾシカを買い上げ食肉として活用
- ・主に缶詰、生ハム、ペットフード、精肉として販売するほか、動物園のエサとしても出荷
- ・年間約560頭を処理



エゾシカの缶詰

エゾシカの生ハム

和歌山県 日高川町

【主な獣種】 イノシシ、シカ

【取組概要】

- ・平成22年から施設を稼働し、地元ハンターや農業者等が捕獲したイノシシ等を加工・販売
- ・主に食肉として販売するほか、商品開発、レシピ集作成にも注力
- ・令和元年度は、イノシシ約60頭、シカ約100頭を処理



シシ肉入りのカレー



レシピ集

鳥根県 美郷町

【主な獣種】 イノシシ

【取組概要】

- ・平成16年に組合を設立し、地元農業者等が捕獲したイノシシを食肉等に加工
- ・「おち山くじら」としてブランド化し、主に食肉として販売するほか、加工品や皮製品も販売
- ・年間約500頭を処理

山くじら皮革製品の
コンテスト

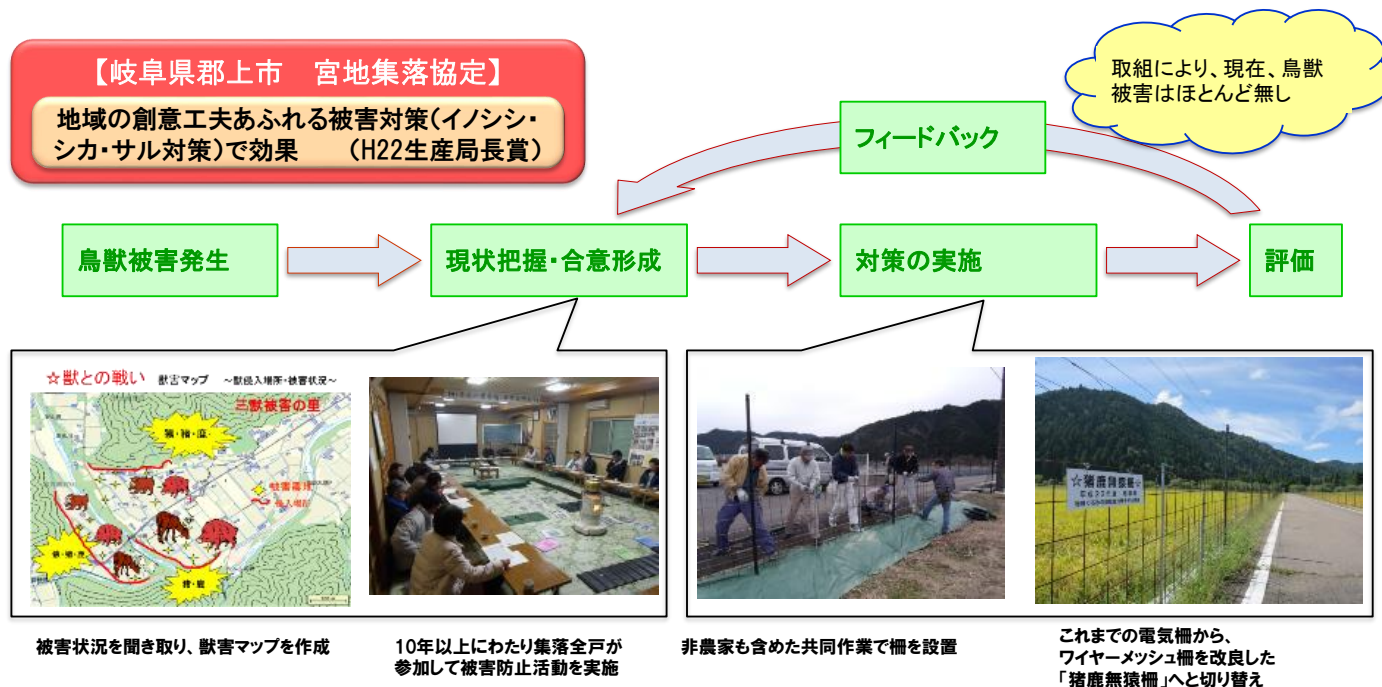


山くじら加工品
(しぐれ煮、餃子等)

40

2 「地域ぐるみ」の取組

- 継続的に被害対策に取り組むためには、市町村のほか、農林漁業団体、猟友会、研究機関等の関係者が結集し、「地域ぐるみ」（地域住民主導）で取り組むことが肝要。
- 鳥獣被害防止特措法においては、生産現場に一番近い行政機関である市町村が中心となって、こうした地域ぐるみの取組を推進するための協議会設置を基本として対策を推進。



41

地域ぐるみの取組事例 ①

福井県鯖江市 河和田東部美しい山里の会

集落を越えた電気柵の共同設置と牛の放牧によるイノシシ対策（H22生産局長賞）

- イノシシ対策として農家個々に電気柵を設置していたが、隣接する4集落で当会を設立し、集落を越えて山際に電気柵を設置するとともに、若狭牛の放牧による緩衝帯の設置など、地域ぐるみの取組を実施。
- 特に、牛の放牧については、被害軽減、草刈りの省力化、耕作放棄地の解消のほか、住民が幅広く牛の見学に訪れるようになり、今まで鳥獣被害に関心のなかった住民への理解増進に貢献。
- 取組により、近年は目立った農作物被害はみられていない。



電気柵の設置



若狭牛の放牧

山口県山口市 仁保地区

効果的なサル対策を組み合わせた地域一体的な活動（H23農林水産大臣賞）

- サルに発信器を付けた接近警報システムや犬による追い払い、牛の放牧、電気柵の設置、放任果樹の除去など様々な対策を組み合わせる実施。
- 大学の協力を得てサルのテレメトリー調査（電波発信機を用いた生息状況調査）を行うとともに、被害状況や発生原因を診断。
- 住民への研修会や小学生の体験学習を通じ地域全体の理解が深まり、自治会が“さる被害防止見回り隊”を結成するなど、地域一体的な取組を展開。



捕獲したサルへの発信器の取付



耕作放棄地での牛の放牧

42